

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
司法解剖検査委託	支出負担行為担当官 福岡県警察会計担当官 住友 一仁 福岡県警察本部 福岡市博多区東公園7番7号	令和7年4月1日	学校法人福岡大学 福岡県福岡市城南区七隈八丁目19番1号	司法解剖が行える施設等を有するのは、医科大学及び医学部を有する大学のみであり、かつ犯罪捜査の一環として行われる性質上、競争に適さないため。(会計法第29条の3第4項)	-	・組織学的検査 5,230円/1試料 ・アルコール検査 5,230円/1試料 外	-	-				単価契約
司法解剖検査委託	支出負担行為担当官 福岡県警察会計担当官 住友 一仁 福岡県警察本部 福岡市博多区東公園7番7号	令和7年4月1日	学校法人産業医科大学 福岡県北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号	司法解剖が行える施設等を有するのは、医科大学及び医学部を有する大学のみであり、かつ犯罪捜査の一環として行われる性質上、競争に適さないため。(会計法第29条の3第4項)	-	・組織学的検査 5,230円/1試料 ・アルコール検査 5,230円/1試料 外	-	-				単価契約
司法解剖検査委託	支出負担行為担当官 福岡県警察会計担当官 住友 一仁 福岡県警察本部 福岡市博多区東公園7番7号	令和7年4月1日	学校法人久留米大学 福岡県久留米市旭町67番地	司法解剖が行える施設等を有するのは、医科大学及び医学部を有する大学のみであり、かつ犯罪捜査の一環として行われる性質上、競争に適さないため。(会計法第29条の3第4項)	-	・血液等生化学検査 502円/1試料 ・組織学的検査 5,230円/1試料 外	-	-				単価契約
司法解剖検査委託	支出負担行為担当官 福岡県警察会計担当官 住友 一仁 福岡県警察本部 福岡市博多区東公園7番7号	令和7年4月1日	国立大学法人九州大学 福岡県福岡市西区元岡744	司法解剖が行える施設等を有するのは、医科大学及び医学部を有する大学のみであり、かつ犯罪捜査の一環として行われる性質上、競争に適さないため。(会計法第29条の3第4項)	-	・血液等生化学検査 2,300円/1試料 ・組織学的検査 5,230円/1試料 外	-	-				単価契約
司法解剖時に要する経費	支出負担行為担当官 福岡県警察会計担当官 住友 一仁 福岡県警察本部 福岡市博多区東公園7番7号	令和7年4月1日	学校法人福岡大学 福岡県福岡市城南区七隈八丁目19番1号	司法解剖が行える施設等を有するのは、医科大学及び医学部を有する大学のみであり、かつ犯罪捜査の一環として行われる性質上、競争に適さないため。(会計法第29条の3第4項)	-	・司法解剖基本料 8,900円/1体 ・感染症等危険防止消耗品 外	-	-				単価契約
司法解剖時に要する経費	支出負担行為担当官 福岡県警察会計担当官 住友 一仁 福岡県警察本部 福岡市博多区東公園7番7号	令和7年4月1日	学校法人産業医科大学 福岡県北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号	司法解剖が行える施設等を有するのは、医科大学及び医学部を有する大学のみであり、かつ犯罪捜査の一環として行われる性質上、競争に適さないため。(会計法第29条の3第4項)	-	・司法解剖基本料 8,900円/1体 ・感染症等危険防止消耗品 外	-	-				単価契約

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
司法解剖時に要する経費	支出負担行為担当官 福岡県警察会計担当官 住友 一仁 福岡県警察本部 福岡市博多区東公園7番7号	令和7年4月1日	学校法人久留米大学 福岡県久留米市旭町67番地	司法解剖が行える施設等を有するのは、医科大学及び医学部を有する大学のみであり、かつ犯罪捜査の一環として行われる性質上、競争に適さないため。 (会計法第29条の3第4項)	-	・司法解剖基本料 8,900円/1体 ・感染症等危険防止消耗品外	-	-				単価契約
司法解剖時に要する経費	支出負担行為担当官 福岡県警察会計担当官 住友 一仁 福岡県警察本部 福岡市博多区東公園7番7号	令和7年4月1日	国立大学法人九州大学 福岡県福岡市西区元岡744	司法解剖が行える施設等を有するのは、医科大学及び医学部を有する大学のみであり、かつ犯罪捜査の一環として行われる性質上、競争に適さないため。 (会計法第29条の3第4項)	-	・司法解剖基本料 8,900円/1体 ・感染症等危険防止消耗品外	-	-				単価契約
DNA型鑑定用装置「LIMS用SimpDoc」ライセンス保守業務	支出負担行為担当官 福岡県警察会計担当官 住友 一仁 福岡県警察本部 福岡市博多区東公園7番7号	令和7年4月1日	株式会社池田理化 東京都千代田区鍛冶町一丁目8番6号	当該契約について公募を実施した結果、契約の相手方のみが実施可能であったため。 (会計法第29条の3第4項)	-	9,075,000	-	-				
遠隔操作カメラシステムほか賃貸借	支出負担行為担当官 福岡県警察会計担当官 住友 一仁 福岡県警察本部 福岡市博多区東公園7番7号	令和7年4月1日	株式会社ノビタス 神奈川県横浜市港北区新横浜3-17-5 いちご新横浜ビル7階	当該契約について、契約の相手方のみが実施可能であったため。 (会計法第29条の3第4項)	-	4,024,020						
超望遠低照度カメラシステムほか賃貸借	支出負担行為担当官 福岡県警察会計担当官 住友 一仁 福岡県警察本部 福岡市博多区東公園7番7号	令和7年4月1日	株式会社ノビタス 神奈川県横浜市港北区新横浜3-17-5 いちご新横浜ビル7階	当該契約について、契約の相手方のみが実施可能であったため。 (会計法第29条の3第4項)	-	1,001,000						
車両航送	支出負担行為担当官 福岡県警察会計担当官 住友 一仁 福岡県警察本部 福岡市博多区東公園7番7号	令和7年5月28日	マリックスライン株式会社 鹿児島市錦江町1番7号	利用航路を航行するフェリー会社が他になかったため。 (会計法第29条の3第4項、第5項・予算決算及び会計令第99条第8号)	-	6,069,650	-	-				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
車両航送	支出負担行為担当官 福岡県警察会計担当官 住友 一仁 福岡県警察本部 福岡市博多区東公園7番7号	令和7年6月9日	マルエーフェリー株式会社 鹿児島市泉町16-4	利用航路を航行するフェリー会社が他になかったため。 (会計法第29条の3第4項、第5項・予算決算及び会計令第99条第8号)	-	2,679,240						
車両航送	支出負担行為担当官 福岡県警察会計担当官 住友 一仁 福岡県警察本部 福岡市博多区東公園7番7号	令和8年3月12日	東京九州フェリー株式会社 新門司支店 北九州市門司区新門司 北3-1-30	利用航路を航行するフェリー会社が他になかったため。 (会計法第29条の3第4項、第5項・予算決算及び会計令第99条第8号)	-	3,285,240						

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。